

入札公告の訂正について

令和7年8月8日付けで公告を行った「令和7年度雨紛採種園防鹿柵設置業務」の入札公告について下記のとおり一部訂正いたします。

令和7年8月20日

分任支出負担行為担当官
上川中部森林管理署長 猪股 英史

記

訂正箇所

3 入札の方法

誤 (1) 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号・物件名を明瞭に記載して入札内訳書を添付すること。また、システムにより入札する場合は、入札内訳書を入札書に添付すること。

なお、入札金額は入札内訳書に各項目の予定数量に単価を記入し、乗じた金額の合計が入札書金額となるので、入札内訳書の合計額と入札金額が一致していることを確認すること。入札内訳書の合計額と入札金額が一致していない場合は、その入札書を無効とする。

正 (1) 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号・物件名を明瞭に記載すること。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 8 月 8 日

分任支出負担行為担当官

上川中部森林管理署長 猪股 英史

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）により行う。なお、システムによる入札によりがたい者は、発注者へ事前に届け出る事により紙入札で参加することができるものとする。

(1) 物 件 名

入札物件番号	物 件 の 名 称
第 1 号	令和 7 年度雨紛採種園防鹿柵設置業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行場所

上川中部森林管理署 362 林班イ小班

(4) 契 約 日

落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

(5) 履行期限

契約締結日の翌日から令和 7 年 11 月 28 日まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の事情がある場合に該当する。

- (2) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供等』の『その他』において A、B、C 又は D の等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 入札に関しては以下のとおりとする。

ア システムにより入札する場合

令和 7 年 8 月 27 日 17 時 00 分までに 2 の (2) 及び (5) の証明書類をシステムにより送信しておかなければならない。また、委任状がある場合は、証明書類と併せて送信するか、別途システムにより委任状を登録しておかなければならない。

イ システムにより入札できない場合

本公告に記載された資格を有していると認められる 2 の (2) 及び (5) の証明書類及び別添「紙入札参加届」を令和 7 年 8 月 27 日 17 時 00 分までに 5 の (1) イに示す場所に電子メール、郵送又は持参により提出しなければならない。また、委任状がある

場合は、当日の入札開始時刻 10 分前までに 6 の（２）に示す場所に提出しなければならない。なお、委任状提出時に本人確認を行うことがある。

- （５） 当該事業に伐木等の業務に係る特別教育修了者の資格等を有している者を配置できること。

3 入札の方法

- （１） 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号・物件名を明瞭に記載すること。
- （２） 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

4 契約条項及び北海道森林管理局競争契約入札心得を掲載する場所並びに日時

- （１） 掲載場所 契約条項については、北海道森林管理局のホームページ及びシステム上に入札公告の仕様書等として全て掲載しており、入札心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞北海道森林管理局競争契約入札心得』

- （２） 日 時 令和 7 年 8 月 12 日から令和 7 年 8 月 27 日まで

5 仕様書等に対する質問

- （１） 仕様書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ア 受領期限 令和 7 年 8 月 20 日 17 時 00 分まで
持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分を除く。）
- イ 提出場所 〒070-8003 旭川市神楽 3 条 5 丁目 3 番 11 号
上川中部森林管理署 総務グループ 経理担当
電話 0166-61-0206
メールアドレス：h_kamikawachubu@maff.go.jp
- ウ 提出方法 書面の持参、電子メール、システム、又は郵送による（様式自由）。
郵送による場合は、受領期限必着とする。
- （２） （１）の質問に対する回答は、書面、電子メール及びシステムにより行う。また、（１）の質問及び回答書の写しを、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

掲載期間 令和 7 年 8 月 22 日から令和 7 年 8 月 27 日まで

6 入札及び開札の日時、場所並びに提出方法

- （１） システムにより入札する場合
- 入札開始日 令和 7 年 8 月 25 日 9 時 00 分
入札締切 令和 7 年 8 月 28 日 13 時 30 分
締切後直ちに開札する。
- （２） 紙入札により入札する場合
- 場 所 上川中部森林管理署 会議室
旭川市神楽 3 条 5 丁目 3 番 11 号
- 日 時 令和 7 年 8 月 28 日 13 時 30 分入札開始。
締切後直ちに開札する。

(3) 郵便により入札する場合

郵便入札を認める。郵便により入札を行う場合は、以下の日時、送付先に入札書が到着するように、郵便（書留郵便に限る）で差し出すこと。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

日 時 令和7年8月27日17時00分まで

送付先 〒070-8003 旭川市神楽3条5丁目3番11号
上川中部森林管理署 総務グループ 経理担当

※ 郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札（物件番号・物件名）の入札書在中」と記すこと。

※ 本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類等を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 落札者の決定方法
予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 契約書の作成
契約に当たっては契約書を作成するものとし、システムによる契約を可とする。

11 その他

(1) 本公告に記載のない事項については、仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得及び契約書（案）による。

(2) システムによる手続き開始後の紙入札への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の了承を得ることにより、紙入札に変更することができるものとする。

(3) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

※「電子調達システム」については、北海道森林管理局のホームページを参照願います。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html

(4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『[北海道森林管理局ホームページ](#)>公売・入札情報>発注者綱紀保持対策』

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。